

大村市ファミリー・サポート・センター重要事項説明書

入会及び活動前に了解いただきたい事項です。
必ず全ての項目をお読みいただき、確認欄にチェックのうえ、署名をお願いいたします。

	確認項目	確認内容
1	個人情報の取り扱い	大村市ファミリー・サポート・センターは、入会申込時にご提供いただく個人情報を、大村市ファミリー・サポート・センター会則における業務、担当者の業務、相互援助活動のために利用させていただきます。入会にあたっては上記目的のために提供・利用することに同意いただくようお願いいたします。
2	援助依頼のお断り	ファミリー・サポート・センターは地域の中での相互援助活動です。 大村市ファミリー・サポート・センターの担当者が、まかせて会員に依頼の打診をして引き受けていただけるまかせて会員を探し決定します。 ※お引き受けできるまかせて会員がいない場合、やむをえず援助依頼をお断りすることがありますのでご了承ください。
3	報酬の支払い	ファミリーサポートは「事前打ち合わせ票」に沿って子どもの援助を行い謝礼を支払う準委任契約です。謝礼の支払いは会員が責任をもって行ってください。センターでは金銭の預かりは行いません。
4	キャンセル料	前日21時以降のキャンセルについてはキャンセル料がかかります。詳細は会員の手引き7ページのとおりとなりますので必ずお読みください。
5	行わない援助活動	・体調が優れない時の預かり及び送迎 ・大人のいないところでの送迎 ・宿泊を伴う援助活動 ・利用会員宅の家事援助 ・その他会員双方、センターが合意していない援助活動
6	事故が起きた場合	必ずセンターに連絡してください。 活動中に事故が起きた際は会員の手引き12ページから13ページに沿って対応してください。 大村市ファミリー・サポート・センターでは、会員が安心して援助活動ができるように、会員及びその子どもの活動中の事故等に備えて補償保険に加入しています。補償の内容については、会員の手引き11ページで確認ください。
7	お迎え遅れ等が発生した場合	援助活動は会員同士の合意によって成立した契約に基づくものです。 援助活動中に生じたトラブルについて、基本的には当事者間で解決していただくことになります。 ※ファミリーサポートの援助活動は有償のボランティア活動であり、まかせて会員も絶対に忘れないとも言い切れません。塾への送迎等、遅刻できないような場合には依頼当日や前日に確認の連絡を入れるなど、よりよい活動が行えるよう、事前に当事者同士で打ち合わせをしてください。
8	援助活動の人数	援助活動の原則はまかせて会員1人に対し子ども1人です。（兄弟姉妹はまかせて会員が合意した場合に限り一緒にお預かりします。） まかせて会員が複数の類似事業の提供会員等になっている場合、援助活動を同時間帯に行わないでください。
9	事前打ち合わせ	援助活動を安全に行うために、お子様の健康・発達上記載すべき点がありましたらお申し出ください。
10	その他	大村市ファミリー・サポート・センター手引きの内容について了解をお願いいたします。